

## 令和4年度第1回船橋市子ども・子育て会議 会議録

### 開催日時

令和4年8月12日(金)～9月13日(火)

(資料の送付から回答の共有まで)

### 開催場所

書面開催

### 出席委員

赤塚 倫子	船橋市私立幼稚園PTA連絡協議会会長
天野 洋史	千葉県民間保育振興会理事
生田 邦彦	船橋市保育協議会顧問
伊藤 ミチ子	船橋市認可外保育所連絡会顧問
大沼 良子	和洋女子大学教授
尾木 修介	日本青年会議所教育部会シニア
竹園 公一朗	船橋市保育園父母会連絡会副事務局長
田中 善之	船橋市私立幼稚園連合会会長
鶴崎 桜子	ふなばしファミリーサポートセンター(育児)協力会員
中原 美恵	東洋大学名誉教授
長島 由和	船橋市社会福祉協議会常務理事
原 綾子	船橋市PTA連合会事務局長
松崎 総一	全国私立保育園連盟組織部部長
松澤 弥生	全千葉県私立幼稚園連合会副会長
南山 聡子	市民委員
山中 広仁	船橋市民生児童委員協議会副会長
横山 洋子	千葉経済大学短期大学部教授
若月 梨香	市民委員
和久 貴子	船橋市小学校長会委員

### 次第

#### 1. 日程

- (1) 8月12日(金) 会議資料発送
- (2) 8月15日(月)～8月22日(月) 意見・質問等受付
- (3) 8月31日(水) 意見・質問等に対する回答共有
- (4) 9月1日(木)～9月8日(木) 意見・質問等受付(2回目)
- (5) 9月13日(火) 意見・質問等に対する回答共有(2回目)

## 2. 議題等

- (1) 第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画の令和3年度実績について
- (2) 利用定員に関する取扱いの見直し（予定）について
- (3) ヤングケアラーの実態調査について

### 公開区分

公開

### 傍聴者の定員・傍聴者数

—

## 資料説明

### 資料1 第2期船橋市子ども・子育て支援事業計画の令和3年度実績について

資料1は、第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗報告資料です。

第2期計画は、令和2年度から令和6年度の5か年を計画期間としており、今回は令和3年度の進捗報告となります。

#### 2ページ

2ページに第2期計画の概要を記載しています。こちらは主に、第2期計画の「概要版」から抜粋しています。

上段の「計画で進めていく取り組み」をご覧ください。

第2期計画は、第1期に引き続き『「子どもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」をめざして』を基本理念とし、基本理念に沿った施策を推進するため、2ページに記載している3つの「基本方針」の視点から12の「基本施策」を推進します。

そして、各々の基本施策の中心的、代表的な「主な取組」について、参考指標を設定し、進捗状況を確認していくこととしています。ただし、例えば相談件数のようにその増減の是非を単純に評価できない指標等もあるため「目標」ではなく状況を把握するための「参考」としており、また、国の制度等に則って進めていく事業や、数値化して参考とすることが難しい取組等もあるため、「主な取組」や「参考指標」のない基本施策もあります。

続いて、下段の「子ども・子育て環境の整備」をご覧ください。

子ども・子育て支援法や基本指針において、需要量の見込みである「量の見込み」と、「量の見込み」に対応する今後の提供体制の確保の内容と実施時期の見込みである「確保方策」を設定するよう求められている事業があります。一つ目が、乳幼児期の教育・保育を提供する「教育・保育」事業で、二つ目が、すべての子育て家庭を支援するため、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を行う「地域子ども・子育て支援事業」です。

3ページ以降に、上記の「主な取組」「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」の令和3年度実績を記載しています。

#### 3～15ページ

基本施策の「主な取組」について、計画に記載している事項と、令和3年度実績値、令和2年度の実施状況を記載しています。

令和3年度実績の傾向として、例えば4ページの基本施策2「子どもの居場所づくり」中段の表の主な取組「●放課後の居場所づくり」の指標「放課後子供教室（船っ子教室）の延べ利用者数」や、5ページの主な取組「●子どもの遊び場や活動の場づくり」の指標「児童ホームの来館者数」のように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行いながら事業を実施し、令和2年度よりも実績を伸ばした事業がございます。

また、12ページの基本施策8「ひとり親家庭等の自立支援の推進」上段の表の主な取組「●相談機能の強化・情報提供の充実」の指標「母子・父子自立支援員による相談件数」

や14ページの基本施策11「児童虐待未然防止の対策の充実」中段の表主な取り組みの「●児童虐待相談体制の充実」の指標「家庭児童相談室の相談体制の強化」のように、相談事業の件数は増加しています。

#### 16～25ページ

続いて16ページをご覧ください。

幼稚園や保育所、認定こども園により就学前の児童に教育・保育を提供する「教育・保育」事業について、年齢区分ごとに計画に記載している事項と、令和2年から4年度実績を記載しています。

この「教育・保育」の2号、3号については、各年度当初時点を実績値としているため、すでに令和4年度まで実績値が把握されています。

例えば、16ページは、共働き家庭等で保育を必要とする3～5歳の児童「2号認定子ども」の需要と、それに対応する保育の受け入れ枠の確保状況を記載しています。上段の「■計画値■」「市全体」の表の令和4年度の「推計児童数」が「16,609人」、利用率が「49.1%」であるのに対し、その下「■実績値■」の表の令和4年度の「児童数」は「15,314人」、「利用率」は「47.6%」となっており、児童数も保育の利用率も見込みより実績が低かったということを示しています。

令和4年4月1日の保育所等待機児童の状況等と合わせた詳細は、参考資料①、②にてご報告します。

#### 26～44ページ

続いて26ページをご覧ください。

すべての子育て家庭を支援するため、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を行う「地域子ども・子育て支援事業」（13事業）について、計画に記載している事項と、令和3年度実績、令和3年度の実施状況を記載しています。

37ページの①一時預かり事業（幼稚園型）幼稚園型Ⅱにつきましては、令和3年度10月より開始した事業です。子ども・子育て支援事業計画の冊子には記載のない事業になりますが、令和4年度以降も継続する事業のため、実績を報告させていただくものになります。

また、令和3年度実績の傾向として、前述の「主な取組」と同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行いながら事業を実施し、（7）地域子育て支援事業や、（8）一時預かり事業など、令和2年度よりは実績が伸びた事業がありますが、それらを含めたほとんどの事業で見込みを下回っております。

コロナ禍において、事業の実施にあたり、感染拡大防止対策を行いながら実施する、もしくは事業を休止する、あるいはそもそも施設自体を休館するなど、フェーズごとの適切な実施形態をとることで、実績が大きく左右されることから、新型コロナウイルス感染症が事業実績に与える影響は大きいものと考えられます。

資料1の説明は以上です。

## 参考資料①② 令和4年4月1日の保育所待機児童と各地の状況について

参考資料①、②は、各年4月1日の教育・保育の状況をお伝えする際の参考として、就学前児童数や施設数、定員数、待機児童数等の状況を地図や表、グラフに整理したものです。

子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に進め、進捗を管理するための「提供区域」を設定することになっています。

本市の第2期計画では、第1期計画に引き続き、5つの行政ブロック（南部、西部、中部、東部、北部）を提供区域としており、参考資料①は市全体の状況を、参考資料②は提供区域ごとの状況を示しています。

### 参考資料① 市全体

市全体のシートをご覧ください。

#### 【就学前児童数】

就学前児童数については、年々減少傾向にあり、令和4年度は28,889人となりました。

地区別では、西部、東部に多くの児童がいます。

#### 【保育需要数】

市内の認可保育所や認定こども園、小規模・家庭的保育事業の利用者数は年々増加しており、令和4年度は13,129人となっています。

本市の待機児童数については、令和2年度に市基準519人、国基準197人と多く発生しましたが、令和3年度は市基準261人、国基準12人と大きく減少しました。令和4年度は、市基準283人、国基準28人と、令和3年度に比べて微増しました。

入所児童数と待機児童数を合わせた保育需要数も増加傾向にあり、令和4年度は13,412人となり前年度より増加しました。児童数に占める保育需要数の割合である保育需要率は0歳を除いて上昇を続けています。

#### 【待機児童数（施設所在地区別）】

待機児童数を施設が所在する地区別に示すと、市基準では西部にある施設が116人、国基準でも西部にある施設が15人で最多になっています。

また、年齢別では、主に1、2歳の待機児童数が多いことがわかります。

令和4年度に待機児童が微増した要因としましては、保育需要率の伸びが大きかったこと、一つの地域に需要が集中したことなどが考えられます。

今後も、地域ごと、年齢ごとの状況に注目し、必要な整備を進めてまいります。

## 【施設の整備状況】

令和3年度は、私立保育所は2か所新規開設、1か所が小規模保育事業から移行しました。また、幼稚園から認定こども園への移行が1か所あり、保育の受け皿である2号・3号の認可定員は、200人分が整備されました。

## 参考資料② 各教育・保育提供区域の状況

### 南部地域

南部地域のシートをご覧ください

- 船橋駅を中心とした地域です。
- 就学前児童数は減少傾向にあり、地区コミュニティごとの内訳としては宮本地区に多くの児童がいます。
- 保育需要数は令和3年度から4年度にかけてほぼ横ばいの状況です。
- 船橋駅があり他地区からの流入の多い本町地区、東部地域に近い宮本地区にある施設で、市基準待機児童が多くなっています。

### 西部地域

西部地域のシートをご覧ください

- 乗り換え駅である西船橋駅があり、多くの鉄道路線・駅のある地域です。
- 就学前児童数は減少傾向にあり、地区コミュニティごとの内訳としては塚田地区に多くの児童がいます。
- 保育需要数は増加が続いています。
- 鉄道駅周辺を中心に、待機児童のいる施設が散在しており、5ブロックの中で最も多く発生しています。

### 中部地域

中部地域のシートをご覧ください

- 鉄道路線・駅がほとんどない地域です。
- 就学前児童数は減少傾向にあり、地区コミュニティごとの内訳としては夏見地区に多くの児童がいます。
- 保育需要数は令和3年度から4年度にかけてほぼ横ばいです。
- 全体的に待機児童のいる施設は少なくなっていますが、夏見地区では待機児童のいる施設が散見されます。

### 東部地域

東部地域のシートをご覧ください。

- 津田沼駅が近く、乗り換え駅である北習志野駅のある地域です。
- 就学前児童数は減少傾向にあり、地区コミュニティごとの内訳としては前原地区と習志野台地区に多くの児童がいます。
- 保育需要数は令和2年度以降ほぼ横ばいとなっています。

- 全体的に待機児童のいる施設が散在していますが、特に津田沼駅から近い前原地区にある施設で待機児童が多くなっています。

#### 北部地域

北部地域のシートをご覧ください。

- 鉄道路線・駅が少ない地域です。
- 就学前児童数は減少傾向にあり、地区コミュニティごとの内訳としては三咲地区、坪井地区に多くの児童がいます。
- 保育需要数は令和3年度から4年度にかけてほぼ横ばいとなっています。
- 船橋日大前駅や二和向台駅周辺にある施設で、待機児童が多くなっています。

参考資料①②の説明は以上です。

## 資料2 補足説明資料 利用定員に関する取扱いの見直し（予定）について

### 2－3 ページ

令和2年度第2回船橋市子ども・子育て会議において、「利用定員の見直しにする取扱い」についての説明をさせていただきました。

今回は、運用変更を検討している内容の説明となります。

4－5 ページは、定員変更の適用までの期間短縮（予定）について、また、6 ページ以降は、職員不足による利用定員の取扱いについて、検討段階ですので、それぞれご意見等いただければと思います。

### 4－5 ページ

「供給量の適正化」等を図ることを目的に「利用定員の見直しに関する取扱い」を制定したところですが、適用までに時間がかかり過ぎることから、今年度より期間を短縮するための運用変更をしたいと考えております。

### 6－7 ページ

また、待機児童が発生している地域においては、現行の取り扱いでは利用定員の減少を認めておらず、職員不足により利用定員に満たない施設についての利用定員の減少については、7 ページのとおり検討しているところです。

### 8 ページ

今後、詳細を詰めていくこととなりますが、8 ページのスケジュール（案）で検討を行っております。

資料2の説明は以上です。



### 資料3 補足説明資料 ヤングケアラーの実態調査について

本市では、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話を日常的に行う子ども「ヤングケアラー」の実態を把握するため、市独自に、5月に実態調査を実施しました。

報道等ですで見聞きしている方もおられるかと思いますが、先日、その結果を速報値として、資料3のとおり記者発表しましたので、ご報告いたします。

調査結果ですが、回答率は約46%、そのうち4.8%が「世話をしている家族等がいる」と回答しました。その「世話をしている家族等がいる」と回答した者のうち、約36%が「世話等により生活に影響が出ている」と答え、「自分の時間が取れない」、「勉強・宿題に影響が出ている」との声が多くありました。

また、回答者の約62%が「ヤングケアラーという言葉を知らない」と回答しており、認知度の向上も課題の一つと考えております。

今後、10月上旬を目途に調査結果を取りまとめ、詳細な調査結果をホームページ等で公開するとともに、今回の調査結果をもとに、子どもやその家族への具体的な支援策について検討を行っていきたいと考えております。

資料3の説明は以上です。

## 質疑応答

### ○松崎 総一 委員

保育士養成就学資金については、保育士確保策として非常に有効であると感じているので是非継続し、更に広く周知していただければと思います。

なお、保育士確保については、更に処遇を向上し、船橋へ保育士を集めることが必要だと思います。それらが保育の質の向上にもつながりますので、是非期待致します。

### ○保育認定課

保育士養成修学資金貸付事業について、令和4年度は県内の指定保育士養成施設を中心に制度の周知を行ったところです。これまでの借受者の出身校等を踏まえ、周知の在り方について検討してまいります。

### ○松崎 総一 委員

現状、一時預かり事業については、待機児童もある程度減ってきた状況下で、新型コロナウイルスの影響もあり、現状では利用者が少ないのは仕方ないと思われれます。

しかしながら今後待機児童が解消され、いつでも保育園に入れる状況になると一時保育の利用者は増えると思います。

現状、保育士が不足し、休止している園もあるようですが、実施していても補助が足りずに運営が厳しくなる状況では、いざ一時保育の利用者が増えても対応できなくなる可能性があるのではないのでしょうか。一時保育実施園が継続できるよう対応すべき課題だと思います。

### ○保育認定課

今後の一時預かり事業の利用者数については、待機児童数や保育の必要性の無いご家庭の需要等、さまざまな要素を勘案していく必要があると考えております。

なお、保育所における一時預かり事業については、保育士不足を理由に休止せざるを得ない施設が増加しておりますが、少しでも事業が継続できるように、令和3年度より以下の通り配置基準の緩和や補助基準の見直しを図っているところですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

- ・従前は保育士の資格を持つ職員2名以上の配置を必須としていたが、1名は保育士の必要があるが、もう1名は子育て支援員等の配置でも可とした。
- ・従前は職員2名以上の配置を必須としていたが、年間利用見込み人数が900名未満の場合は職員1名配置も可とした。
- ・職員2名配置の場合、基本分の支給額が令和2年度は年額5,879,720円としていたが、令和4年度時点では、月額分380,800円以内・期末手当分1,637,440円以内（年間換算で6,207,040円以内）としている。

### ○南山 聡子 委員

3つの基本方針に沿った幅広い施策の実現、ありがとうございます。各数値に関してはコロナ禍の影響もあり評価が難しいこととは思いますが、先の見えにくい中でもできる限

り子どもたちや子どもと関わる大人が安心して過ごせるよう、機動的に事業を継続していただいていることに心より感謝申し上げます。

基本施策2の「子どもの居場所づくり」に関して、放課後ルーム、放課後子ども教室、児童ホームの他に、プレーパークと呼ばれる野外の遊び場・居場所を行政とNPO団体等とで協働して運営している自治体があります。都内を始め首都圏に特に多く、県内では千葉市、四街道市に常設のプレーパークがあります。コロナ禍の中で野外の良さが再認識されたことを追い風に、禁止事項をなるべくなくして子どもが主体的に過ごせる居場所の必要性が見直されています。船橋市では、今ある居場所(放課後ルーム、船っ子教室、児童ホーム)の他にさらに多様な居場所を検討する予定があるのか、教えていただけると幸いです。

### ○地域子育て支援課

市では、市内の各地域で、児童ホームや放課後ルームなどを整備し、様々な放課後の子どもの居場所づくりを行っています。特に児童ホーム(児童館)は、県内最多となる21施設を設置しており、市の特色となっています。

児童ホームは屋根付きの公園のような存在で、子どもたちが誰でも自由に来館できる施設です。保育士や教諭、社会福祉士などの資格を持つ遊びを指導する専門の職員を配置し、子どもの主体的な活動を支援するとともに、地域に根差した安心・安全な居場所として機能しています。

現在、今ある居場所の他に、さらなる居場所を新設する検討はありませんが、児童ホームをはじめとした既存の資源を有効活用し、さまざまな機関と連携を図ることで子どもの居場所づくりを充実させていきたいと考えております。

### ○南山 聡子 委員

いわゆるグレーゾーンと言われる子どもへの支援体制について教えてください。療育を必要とするほどではないけれど、就学へ向けたフォローがあるとより安心して小学校入学を迎えられる、というような子どもに対しての支援がないと認識していますが、検討予定などはあるのでしょうか。

### ○公立保育園管理課・療育支援課

支援が必要な就学予定の児童につきましては、総合教育センターと連携し、保護者同意のもと、「引継ぎのための連絡票」や「観察記録票」を活用し、入学後の心配や不安の相談を受けながら、発達状況、支援の内容や引継ぎ事項を提供し、充実した学校生活を送れるようフォローをしております。

また、こども発達相談センターでは、発達についての保護者様の心配に対して幅広く相談を受けており、ご質問にあるようなお子さまの相談も受け付けています。

当施設においても、相談者の希望に応じ「引継ぎのための連絡票」を作成し状況を就学先に引き継いでおります。

### ○南山 聡子 委員

母子保健分野での多胎児(双子や三つ子など)への支援の拡充について具体的に教えて

ください。また、多胎児家庭は子育ての困難さや外出が難しく、社会から孤立しがちなことから、虐待のリスクが高いことも明らかになっています。産前産後サポートのみならず、子育て支援、虐待防止策などへつながる切れ目のない多胎児家庭への支援が必要です。船橋市でも多胎児家庭支援がより一層拡充されていくことを望みます。

#### ○地域保健課・地域子育て支援課・家庭福祉課

多胎児への支援の拡充として、産後の育児や生活をイメージできるように、妊娠中から就学前頃までの多胎児の母子を対象とした、交流会の開催を検討しています。交流会には、多胎児育児の経験者や助産師も参加し、経験談や、ミニ講話の時間を設け、悩みの共有や情報交換ができ、安心して出産・育児に臨めるような場にしていきたいと考えています。

南本町子育て支援センターでは、多胎児親子のサークル活動のため、部屋の貸し出しを行っている他、要望に応じて、専門職（保育士、栄養士、看護師、心理発達相談員）が子育て相談や遊びのサポートをしています。その他、多胎児親子（妊娠中の人も含む）が集まり、子育てに関する情報交換のための場づくりを行う「双子（多胎児）のつどい」事業を実施しています。

また、家庭児童相談室では、児童虐待を未然に防止するため、育児ストレスや育児不安を抱える家庭を定期的に訪問し、育児相談、家事等援助を行う「養育支援訪問事業」を実施しております。保健センターの家庭訪問等において、養育支援が必要と思われる家庭を把握した際は、家庭児童相談室へ相談等を行うこととなっており、関係機関等が連携し、導入の検討を行っております。今後も地域保健課と連携を密にし、養育支援が必要な家庭への早期対応を図ります。

#### ○天野 洋史 委員

2号認定の入所率は計画時の見込みよりも低い水準で推移してきており、昨今の出生数激減も鑑みると、令和5年度以降の確保計画数を令和4年度確保実績の8,008人が上限とすべきではないでしょうか。

#### ○子ども政策課

量の見込み、確保実績の計画値については、本計画策定時に見込んだもののため、実績が下回っている事をご指摘のとおりです。

乖離の理由としては、新型コロナウイルス感染症の影響によるものが大きいと考えられ、今後の正確な見通しが難しい状況です。また、利用率については上昇傾向にあるため、現時点での確保計画数の変更については、検討しておりませんが、出生数の低下や、需要数の状況を考慮し、適正な供給量となるよう努めてまいります。

なお、第3期計画の策定にあたっては、来年度実績の状況も踏まえ、適切な計画値となるよう努めてまいります。

#### ○天野 洋史 委員

0才児3号は2号認定児以上に定員割れを起こしている上に、昨年度から1・2才児3号の需給バランスがとれ始めた中、0才児3号の確保計画数は下方修正の方向で検討すべきだと思います。また待機児微増は、園が足りないというよりは保育士不足の影響の方が

大きいというのが我々園現場の実感であり、園増設が保育士不足を助長しているのではないかと考えています。

#### ○子ども政策課

確保計画数の変更については前述のとおり検討しておりませんが、今後、第3期計画を策定していく段階において、出生数の低下や需要数の状況等を勘案し、適切な計画値となるよう検討してまいりたいと考えております。

また、保育士不足による待機児童の発生を抑制できるよう保育士の確保に努めますとともに、保育所を新設する場合においては、このことが保育士不足を助長することのないよう、適切に検討してまいりたいと考えております。

#### ○大沼 良子 委員

2号認定の子ども確保方策の「上記以外」とは、認可外保育施設や、私学助成幼稚園で通年預かり保育を受ける子どもなどでしょうか。

#### ○子ども政策課

「上記以外」の数値は、認証保育所の定員と、企業主導型保育の地域枠の合計となっており、認可外保育所の定員については、確保方策に含まれておりません。

また、私学助成園の長時間・通年の預かりについては、25ページの「教育利用希望の2号」として計上しております。

#### ○大沼 良子 委員

計画値、実績値の「教育利用希望の2号認定」がいずれもB（確保数）がA（量の見込み）を下回っているようですが、これへの対応策は何かあるのでしょうか。

#### ○子ども政策課

教育利用希望の2号の確保数は、元幼稚園の認定こども園の2号定員、新制度移行済みの幼稚園の長時間・通年の預かり定員、私学助成園の長時間・通年の預かり定員の足し上げとなっています。

一時預かり事業を実施している幼稚園に対しての補助金として「船橋市一時預かり事業補助金（幼稚園型Ⅰ）」などがあり、これらを通じて預かり定員の確保につながる環境を整備してまいります。

#### ○大沼 良子 委員

放課後ルームの確保量が需要実績に対して不足しているようですが、これへの対応策はあるのでしょうか。小学校に就学した後の早朝や放課後の子どもの保育を確保することが子育て支援の重要課題のようです。取り組みにあたっての課題はどういうものがあるのでしょうか。

#### ○地域子育て支援課

放課後ルームでは、令和4年度4月には343名（低学年109名+高学年234名）の待機児童が出ております。そのため、待機児童の多いルームには、増設する対応を取ってまいりました。

しかしながら、待機児童が多い放課後ルームは、小学校の在籍児童も多く、空き教室や学校敷地内に余裕のある場所がないことが多いことから、すぐに増設することは困難な状況です。

そのため、令和3年度から、行政経営課と、放課後子供教室を運営している教育総務課との3者で、定期的に話し合いをしながら、待機児童の受け皿についてだけでなく、運営方法などについての検討を重ねてまいりました。

その結果、まずは低学年の待機児童が多い3小学校（宮本、八栄、塚田南）について、夏休み期間に限って、放課後子供教室の開室時間を通常の9時からではなく、前倒しの8時開室とし、待機児童の受け入れ場所としております。今後も、協議を重ねて、対応を図ってまいります。

### ○生田 邦彦 委員

本会議資料2において、現行の取り扱いの運用変更(予定)、また利用定員変更協議スケジュール(案)が示されております。現行制度の3カ年から2カ年に短縮される等、見直しがなされている事については一定の評価をするが、事業所においてこの課題は運営上、喫緊の課題であり、国が示す通り自治体においてこのようなルールを定めるものではなく、より柔軟に法人に寄り添い、協議がなれることを望みます。数値一辺倒しか容認できない考え方には反対です。法人の理念、これまでの運営実績にも触れ、変更手続きに応じていただきたいです。

### ○子ども政策課

ご意見ありがとうございます。本市においては待機児童が依然と発生しており、適正な供給量の確保を図るためには一定のルールが必要との考えから令和2年度第2回子ども・子育て会議で「保育の供給量適正化の検討について」において利用定員減少の取り扱いを制定し令和3年4月より運用を開始したところとなります。

皆さまの意見や運営の状態を注視し実態に即した取り扱いにしていくよう努めます。

### ○生田 邦彦 委員

先月の報道にて、本市においても認可園を運営する某企業が保育士の人数を水増しして報告を行い、過大な運営費を不正受給していた事が明らかになりました。本件について担当課は承知しているのかお知らせ頂きたいと思います。

保育従事者の採用が非常に厳しい中で苦慮しながら運営してきた多くの保育園にとっては、残念でならなかったことと思います。

運営状況の開示義務が課されている社会福祉法人の保育園においては容易に、運営状態が把握できますが、財務状況の公表義務がない株式会社の保育園においては運営実態がつかめません。せめて船橋市内の認可保育園は、同様に運営実態を開示すべきと考えます。

「保育従事者の人件費割合」や「事業活動収入に占める保育従事職員給与支出(人件費)の割合」は、国の目安を大きく下回るような調査報道が調査結果(18年度の東京都の調査結果は、社会福祉法人で約7割、株式会社で約5割)となっています。割合のみで決めることではありませんが、開示により本来の目的に合った公定価格の運用がなされること

を期待します。

#### ○子ども政策課・保育認定課

報道の件につきましては承知しており、本市においては当該法人の認可以降の関係書類を再精査しましたが、問題ありませんでした。また、法人担当者から、東京都で起きた不正受給の原因と再発防止の取り組みについて直接説明を受けており、東京都の指導を受けて法人自ら再調査した結果においても、本市からの不正受給は無かったことを確認しております。

#### ○竹園 公一朗 委員

保育需要は伸びているにもかかわらず、ここにきて利用定員取り扱いの見直しをする背景を知りたいです。定員減少した具体的なケースをすべて提示してください。

#### ○子ども政策課

地域によっては定員が充足したことにより入所人数が定員区分を下回る施設が出てきたことが利用定員の取り扱いの見直しを始めた背景となります。

委員ご指摘のように保育需要率は令和4年度46.4%と増加しておりますが、未就学児の人口の減少が進んでおり、東部と南部では令和4年に今までで最も高い需要率を算出していますが、需要数は過去の最も高い人数より下回っております。

令和2年度第2回子ども・子育て会議においてお伝えしているところですが、平成27年に国基準の待機児童数が全国でワースト2位になって以降待機児童対策を進めたことにより待機児童は減少傾向になり、0～5歳・市全体でみると、定員数のほうが、需要数を上回った状態が続くようになりました。0歳は年度当初は定員数が需要数を上回っているが、年度末に向けて定員が埋まり待機が出る状況です。一方、1・2歳は、年度当初から定員数の方が少なく、待機児童数が多い状況です。3～5歳は、年度当初から定員数の方が多く待機児童数も少ない状況です。

利用定員の取り扱いについては、0歳とは異なり、年度途中の変動も少ないため、3～5歳については供給過剰の可能性があるとし、第2期計画で供給過剰への対応について検討するものとしたところです。これを受けて、令和2年度第2回子ども・子育て会議で利用定員減少の取り扱いについてご協議いただき決定いたしました。開設等から5年以上経過し「地域において供給が足りている」ために「恒常的に定員割れとなっている」施設と開設当初に4・5歳定員が埋まらなると見込まれる等の場合に、1・2年度目に限りに定員を引き下げることとし、令和3年4月1日から既存の8施設の減少したところです。また、令和3年4月の新規開設2施設、令和4年4月の新規開設等3施設が対象となっております。

#### ○竹園 公一朗 委員

定員を見直す基準は何%でしょうか。また、それは全国的に認められている数値なのでしょうか。

#### ○子ども政策課

「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保

育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年3月31日内閣府告示第49号)における定員区分を基準としております。その内容は保育所の場合、20人を下限とし、21～30人、31人～40人と10人単位で区分され171人以上を最大とするものです。

○竹園 公一朗 委員

問題を整理するために、すべての私立園と公立園の定員・入所率について、ここ10年の数字をそれぞれの園ごとに示してください。

○子ども政策課

全園となりますと整理に時間を要しますので、準備ができ次第別途回答させていただきます。また、10年分のご意見いただいているところですが新制度の以前と以後で制度が変わり基準が異なることと、データを算出する保育システムが変更されているので、新制度以降の平成27年からのデータとさせていただき、各園ごとの4月1日時点の利用定員と入所率について後ほど共有させていただきます。

○竹園 公一朗 委員

利用定員の減少について各園ごとではなく、地域ブロックで考えていく方法は検討したのでしょうか。

○子ども政策課

地域ブロックは範囲や施設数がさまざまであることから、地域ブロックよりさらに細かく状態を把握するため当該施設周辺800mを範囲として検討いたしました。

○竹園 公一朗 委員

定員見直しが保育士不足と連動する点が不可解です。そもそも認可の段階に瑕疵があったのではないのでしょうか。

○子ども政策課

施設整備を行う際には必要保育士数の確保を求めたうえで開設しております。

○竹園 公一朗 委員

見直しが進んだ場合、私立園はますます経営重視となり、保育の「質」は今まで以上に後回しになると危惧しています。市の事業計画に掲げる「子どもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち」との整合性はいかがでしょうか。

○子ども政策課

現状の入所人数に即した給付費単価が適用されることで経営の改善が図られ、安定した経営のもとで保育の「質」が確保されると考えております。

○竹園 公一朗 委員

このところ公立園の児童が減少しています。経営面から私立園に人を回すといったやり方には断固反対します。



### ○子ども政策課

保育園の入所手続きにつきましては、保護者からの入所希望に基づいて実施しており、私立園を優先的に案内するような事はございません。

### ○竹園 公一朗 委員

保育の質のメルクマールになる公立園を市の保育政策の中心に位置づけて運営していただきたいです。

### ○子ども政策課・公立保育園管理課

ご意見ありがとうございます。保育における中心は子どもととらえておりますので、今後も引き続き、施設形態等に関係なくどの施設に通っていても保育の質が維持されるよう努めてまいります。

### ○竹園 公一朗 委員

厚生労働省は2025年が児童数のピークとしている。船橋はここ20年で私立園が5倍増えて101園となった。対照的に公立園は27園にとどまり、極端に少ない。保育事業の事実上の民営化の皺寄せを公立にこれ以上向けないでください。

### ○子ども政策課

市といたしましては、保育の実施責任がございますことから、施設形態等に関係なくどの施設に通っていても保育の質が維持されるよう努めており、待機児童対策において特定の施設に過度な負担が生じていることはないというふうに考えております。

### ○竹園 公一朗 委員

そもそも一度の書面開催で決定していい事案なのでしょうか。数字が洗い出されているとは言えず、再度、広く事情を聴取した上で慎重に議論すべきだと思います。

### ○子ども政策課

利用定員の引き下げにつきましては、需給バランスの調整により経営改善が図られ、ひいては保育の質の確保に資することを目的としており、子ども・子育て会議においてご意見を頂きながら、適切に進めてまいりたいと考えております。

### ○大沼 良子 委員

現行の取扱い(1)の運用変更(予定)については、大変良いと思います。利用者数(2・3号子ども)が少ない園で、3～5歳児クラス定員を減らし、需要の多い1・2歳児クラスの定員を増やすというようなことは可能でしょうか。

### ○子ども政策課

施設の保育室等の面積条件を満たしていることが必須となりますが、ご提案いただいているように3～5歳児クラス定員を減らし、1・2歳児クラスの定員を増やすことは可能です。ただし、持ち上がり考慮し3～5歳の各年齢ごとの利用定員を超えて1・2歳児の利用定員を設定することはできないものと考えております。

## ○大沼 良子 委員

「職員の不足」という問題が大きいことも課題であるということも理解できましたが、保育士配置が多く必要となる1・2歳児クラスの定員増は難しいでしょうか。

## ○子ども政策課

定員に対して需要が多い地域にあり、保育施設の面積に余剰があり職員配置が可能な範囲で超過入所を行って頂いている施設がございます。

## ○松崎 総一 委員

利用定員の減少は法第35条2項又は第47条2項の規定により、事業者の届出で足りるものである為、必要事項を盛り込んだ届出は受理しないことはできないと思います。国はそもそも施設からの届出があれば受理をするよう示しているが、船橋のルールを作ることが適切なのかも疑問です。

資料2のP5についても、1年度を超えて定員割れが続いていなくとも、その年度の年末まで定員を割っていたら、次年度についてはある程度見込める状態になるので、すぐに協議し、次年度には定員を減少出来るようにするべきではないでしょうか。

基本的に保育現場には余裕がなく、定員減の協議に進めないと翌年度も収入の減少になり、保育現場には余裕がなくなり、離職につながるなど負の連鎖を断ち切ることが出来なくなります。

柔軟に認めつつ、職員の採用等により受け入れが出来る状態になればすぐに見直すなどの対応が良いのではないのでしょうか。基本的ルールが必要とは思いますが、本来収入について保育事業以外への支出がなされていないなどの条件で十分かと思います。(株式配当など)

民間では待機児童解消のため施設整備を行い、補助を受けながら運営している施設もありますが、期限が決まっている補助もあり、期限が切れて尚且、定員も割れている場合などはすぐに運営がひっ迫する施設もあるかと思います。

## ○子ども政策課

ご意見ありがとうございます。ご指摘の通り利用定員減少について届出制であることは承知しています。しかし、本市においては需要が減少している地域がある一方待機児童が発生する地域もあり、「供給量の適正化」を図るために利用定員減少の取り扱いを定めたものであります。

委員の皆さまからいただいた意見と利用実態を注視し、引き続き検討を行ってまいります。

## ○南山 聡子 委員

現状に応じた供給量の適正化のために、定員変更までの期間を短縮することは妥当だと思います。今回の資料では定員を下回っている実績をもって判断するとありますが、マンション建設の有無などを加味した見込み数も判断材料に含まれるのでしょうか。

## ○子ども政策課

その時点での実情に即した対応が必要と考えております。直近に入居がはじまる予定のマンション開発は別として、具体的な計画内容が明らかでないマンション建設等の開発に

については利用定員の減少の判断材料とすることは、適していないと考えております。しかしながら、周辺人口が増加し入所希望者の増加が見込まれることは事前に該当する施設等に共有するよう努め受け入れ態勢の構築を図るものと考えておりますが、利用定員の増加は実際に入所数が増加しそれが継続する場合に改めて行うものと考えております。

#### ○南山 聡子 委員

職員不足による悪循環を断ち切る施策は必要だと思います。長期的に見てその地域の子どもたちに最善の利益がもたらされるよう、職員の処遇改善も含めて方策を定めていただくことに期待します。

#### ○保育認定課

保育士の確保、処遇改善につきましては、国制度や近隣自治体の動向等を注視しつつ進めてまいりたいと考えております。なお、市の保育士確保施策の周知状況に課題があると考え、令和4年9月より保育士向け求人サイト「保育士バンク！」に船橋市の特集記事を掲載するとともに、サイトに登録する人にメール配信を行うことにより、より直接的な周知を行い、市内の保育所等への就労へつなげてまいります。

#### ○伊藤 ミチ子 委員

昨今の保育を必要とする子供の減少からも定員の見直しが必要となる場合があるかと思いますが、保育所の運営経営及び、保育の中味の充実・継続の観点からも、保育士を継続できる（雇用）出来る財政補助が必要です。年度途中でも（定員変更の後）入所申し込みの対応が出来るよう柔軟な施策が必要です。保育士の配置基準が国の最低基準でなく全保育所に船橋基準が当てはまるように願います。

#### ○子ども政策課

ご意見ありがとうございます。船橋基準とは公立保育所の職員配置基準との理解で回答いたします。保育士等の配置基準につきましては、公定価格上の基本分単価に含まれる職員構成のほか、公定価格上の各種加算項目及び市単独による運営費補助金に基づく加配補助項目により、必要な配置ができるよう取り組んでいるところです。今後も適切な職員配置が実現できるよう研究してまいります。

また、「3 その他」のうち新規開設当初1・2年度目に4・5歳児の利用定員を認可定員から引き下げて設定することは今年度も行ったところですが、定員減少をした施設で、定員を超過する施設はまだありませんが継続して発生しそれが続く場合には変更することと考えております。

#### ○中原 美恵 委員

資料2「利用定員に関する取扱いの見直し（予定）」についてお尋ねいたします。ご確認ください。

運用変更の要点としては、以下①、②であると理解しました。

① 1年を超えて給付費の定員区分を下回った場合、利用定員見直しの相談・協議を開始する。

② 状況が改善せず、過去2年度の利用者数の平均が給付費の定員区分を「下回ることが確定した場合」、次年度4月から減少した利用定員区分を適用する。

上記①、②の理解が妥当ならば、「 」部分に相当する表記を加筆し、判断時期を明確にする必要があるかと思いますがいかがですか。

#### ○子ども政策課

ご意見ありがとうございます。現在の取り扱いは令和3年4月より適用したところですが、資料でお示しした課題解消のため、期間短縮の実現を図るものですが、今後も引き続きより良いあり方の検討を重ねてまいります。

なお、運用変更については、1年を超えて給付費の定員区分を下回った場合、利用定員見直しの相談・協議を開始し、年明け以降もそのまま定員区分を下回ることが継続すると想定される場合は、次年度4月から減少した利用定員区分を適用するものとしたします。

#### ○中原 美恵 委員

また、現行(2)の項では、<直近4月に…待機児童が生じていない>ことを変更の条件としていましたが、その点は確認しないということになりますか。

#### ○子ども政策課

「現行の扱い(2)直近4月において、当該施設及び周辺施設に3～5歳で待機児童が生じていない。」ことについては引き続き確認を行います。

#### ○松崎 総一 委員

引き続き検討していくとあるが、いつまでに等記載が無くスピーディーに対応しなければ、職員不足による負の連鎖が起こり、なかなか抜け出せなくなる状況が現場にはあります。一刻も早く今年から届出に対応するようにお願い致します。

#### ○子ども政策課

今回委員の皆さまよりいただいた多くの意見を参考に、来年度4月から対応できるよう検討を進め第2回会議で報告させていただく予定です。

#### ○若月 梨香 委員

ヤングケアラーについて、自分の時間の確保や学業に支障が出ている声が多くありましたが、行政として負担を少なくする支援やサービスはあるのでしょうか。

#### ○子ども政策課

ヤングケアラーに対しての必要な支援については本人や家庭の事情により多岐にわたるため、「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」などの各相談窓口への問い合わせがあった場合には、まずは世帯全体の課題整理を行い、何に困っているのかを把握し、可能な支援を検討します。

生活困窮世帯の中学生やひとり親世帯の高校生で学習が困難な状況があれば、学習支援事業を紹介し、基礎的な学力向上を図るための指導や進学、進路支援を行っております。ひとり親家庭で、病気などを理由に生活に支障が生じている場合には食事の世話や買い物、掃除などの家事支援をする「ホームヘルパー」を派遣します。

ケアの対象が高齢者である場合には、相談者宅に訪問し、介護サービスが必要な場合には要介護認定申請の案内などを行います。

食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭である場合には、「養育支援訪問事業」として、ヘルパーを派遣し、家事等の援助を養育者と一緒に行います。以上が現時点で考えられる支援の一例です。

今後、調査結果を基に子どもやその家族への具体的な支援についてさらに検討してまいります。

#### ○原 綾子 委員

我が家には小5と中1の子どもがいるので、アンケート調査について聞いたところ、学校で自分の端末から回答したとのことでした。アンケートをする前にヤングケアラーについて先生からの説明や授業のようなものはあったのか聞きましたが、ヤングケアラーについて書いてある紙が配られて、「各自それを読んで答えてね」という簡単なものだったようです。アンケートをきっかけに学びや理解を深められるチャンスとして非常にもったいないと思いました。

学校も先生方も時間の無い中と思いますが、とりあえずアンケートをして終わりというのが一番時間の無駄遣いではないでしょうか。アンケートを依頼する際に、子どもたちと一緒にこの問題について考える時間を設けることもセットをお願いをしていただけたらよかったですのではと感じました。

#### ○子ども政策課

本調査については、ヤングケアラーの実態を把握することを主目的とし、学校教育活動の無理のない範囲で実施を依頼しました。このことから、ご指摘のような時間を設ける事は学校側の負担等の観点から、調査時点では実施できませんでしたが、今後、具体的な支援策と併せまして、啓発方法や学習機会について、検討してまいりたいと考えております。

#### ○横山 洋子 委員

「ヤングケアラー」の実態調査をありがとうございます。緊急性の高い事例は、10月の調査結果の取りまとめを待たず、調査員などを派遣し、必要な支援に即時つなげられることを期待します。また、アンケートですくえなかった子たちも想像力を働かせ支援いただきたいと思います。

#### ○山中 広仁 委員

「ヤングケアラー」の実態調査が気になりました。関心を持っていきたいと思いました。

#### ○大沼 良子 委員

ヤングケアラーの実態調査結果、興味深く拝見しました。小学生のころからのヤングケアラーがいるということ胸が痛みます。早急に支援策を検討し、実施していただけるとよいと思います。

#### ○伊藤 ミチ子 委員

ヤングケアラーの実態調査について、とてもよい調査だと思います。しかし、回答者の62%が「ヤングケアラーという言葉を知らない」は驚くというよりは、当然のようにも

思います。まず定義も広知されず、自身がヤングケアラーだと自覚しようにもできない状況だと思います。結果で終わらせないで、今後も調査と広く知らせる行政手法をお願いいたします。

#### ○南山 聡子 委員

独自の実態調査、ありがとうございます。「ヤングケアラーという言葉を知らない」子どもの多さにびっくりしました。当事者への支援とあわせて認知度向上に向けた取り組みをよろしく願いいたします。

#### 横山委員・山中委員・大沼委員・伊藤委員・南山委員の質問に対する回答

##### ○子ども政策課

現時点で可能な範囲の支援については、若月委員への回答のとおりです。ヤングケアラーについては、本人にその自覚がなく、周りの大人に頼る事が出来ていない事が問題点として認識しております。

調査を通して認知度の低さが浮き彫りになったため、子どもが相談しやすい環境づくりや、こちらから実態を把握できるような体制を整える必要があると考えております。今後、周知の方法や具体的な支援策等の検討を進めてまいります。

#### 閉会

##### ○事務局

以上で令和4年度第1回船橋市子ども・子育て会議の審議を終了とさせていただきます。今回の会議については、新型コロナウイルス感染症対策のため、書面会議開催となったことをお詫びするとともに、皆様のご理解とご協力に感謝申し上げます。

今後も引き続き、船橋市の保育、子育ての充実のためにご協力をお願いいたします。